改正後

目次

第一章　［略］
第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十六条）
第二款　生活安全局（第十七条―第二十五条）
第三款　刑事局（第二十六条―第三十九条）
第四款　交通局（第四十条―第四十六条）
第五款　警備局（第四十七条―第五十七条）
第六款　情報通信局（第五十八条―第六十三条）
第七款　警察庁顧問（第六十四条）
第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第六十五条―第九十一条）
第二款　科学警察研究所（第九十二条―第百十二条）
第三款　皇宮警察本部（第百十三条―第百三十二条）
第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百三十三条―第百七十条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百七十一条―第百八十条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百八十一条）
附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

（政策企画官）

第六条　長官官房企画課に、政策企画官二人を置く。

2　［略］

第二款　生活安全局

（生活安全企画官）

第十七条　生活安全局生活安全企画課に、生活安全企画官一人を置く。

2　生活安全企画官は、命を受け、令第十五条第一号から第六号まで並びに第十六号及び第十七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第十八条～第二十五条　［略］

第三款　刑事局

第二十六条～第三十九条　［略］

第四款　交通局

第四十条～第四十三条　［略］

改正前

目次

第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十六条）
第二款　生活安全局（第十七条―第二十四条）
第三款　刑事局（第二十五条―第三十八条）
第四款　交通局（第三十九条―第四十五条）
第五款　警備局（第四十六条―第五十六条）
第六款　情報通信局（第五十七条―第六十二条）
第七款　警察庁顧問（第六十三条）
第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第六十四条―第九十条）
第二款　科学警察研究所（第九十一条―第百十一条）
第三款　皇宮警察本部（第百十二条―第百三十一条）
第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百三十二条―第百六十九条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百七十条―第百七十九条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百八十条）
附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

（政策企画官）

第六条　長官官房企画課に、政策企画官一人を置く。

2　［同上］

第二款　生活安全局

［条を加える。］

第十七条～第二十四条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第三款　刑事局

第二十五条～第三十八条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第四款　交通局

第三十九条～第四十二条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］